

観光振興による地域創生に向けた人材育成事業協働協議会要綱

(名称)

第1条 本会は、観光振興による地域創生に向けた人材育成事業協働協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 この協議会は、参加機関相互の連携・協力により、観光振興や人材育成等を通じ、事業協働地域全体の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) COC+事業 文部科学省の平成27年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の採択を受けた公立大学法人広島市立大学の「観光振興による『海の国際文化生活圏』創生に向けた人材育成事業」をいう。
- (2) COC+大学 公立大学法人広島市立大学をいう。
- (3) 参加機関 COC+事業に係る COC+大学及び事業協働機関（大学、自治体、企業等）をいう。
- (4) 教育プログラム COC+事業における教育カリキュラム編成、アートプロジェクト等の教育研究事業をいう。

(構成)

第4条 協議会は、COC+事業の参加機関をもって構成する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、COC+大学の理事長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、COC+大学において理事長の職務を代理する者をもって充てる。

(会議)

第6条 協議会は、第2条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議するため、適宜、会議を開催する。

- (1) COC+事業の事業計画に関すること
- (2) COC+事業の事業報告に関すること
- (3) 上記各号に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項
- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会長は、会議の運営及び進行を行う。
- 4 会長が必要と認めるときは、会員以外の者の協議会への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(委員会の設置)

第7条 協議会に、教育プログラム等に関する事項を協議するため、COC+事業教育プログラム開発委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、協議会が推薦した委員をもって構成する。
- 3 前項のほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(連絡会議の設置)

第8条 協議会に、第6条第1項に掲げる事項について連絡・調整を行うため、連絡会議を設置する。

- 2 連絡会議のメンバーは、参加機関の大学とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、COC+大学内に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年12月24日から施行する。